

採用時返還免除内定制度Q&A（学生用）

最終更新:2023年12月11日

番号	種別	質問	回答
101	内定取消	どのような場合に「内定取消」になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与中に奨学金の交付に係る「停止」「廃止」の処置を受けた場合 ・修業年限内で課程を修了できないことが判明した場合
102	内定取消	「内定取消」で内定者としての身分を失っても、貸与終了年度に「特に優れた業績による返還免除」に申請することは可能か。	可能です。
103	内定取消	単位取得退学は「内定取消」となるのか。	「内定取消」となります。 日本学生支援機構は「修業年限内」に「学位を取得」することを内定者に求めています。
104	内定取消	休学は「内定取消」となるのか。	「内定取消」にはなりません。 休学に伴い奨学金が止まるのは「休止」であり、「停止」「廃止」とは異なります。 休学によりその休学分の修了時期が延びることは返還免除の内定に影響しません。
105	内定取消	留学は「内定取消」となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・学籍が「休学」で留学したことにより、その休学期間分の修了時期が延びた場合は「内定取消」にはなりません。 ・学籍が「在学」「留学」のまま留学すると、その期間は修業年限に算入されるため、そのことにより修了時期が延びると「内定取消」となります。
201	貸与終了時	採用時返還免除内定者となった場合に、貸与終了年度に「特に優れた業績による返還免除」への申請を失念した場合、どうなるのか。	内定者としての資格を失い、返還免除になりません。
301	長期履修生	長期履修生の場合、貸与終了年度は博士（後期）課程の修了年度より前となるが、「特に優れた業績による返還免除」に申請する時期は貸与終了年度または博士（後期）課程修了年度のどちらになるのか。	<p>貸与終了年度に「特に優れた業績による返還免除」に申請してください。 ただし、長期履修生の場合は、奨学生本人の申請により、在学したまま奨学金を「休止」することで貸与終了時期を博士（後期）課程の修了時期に合わせる「貸与の先送り」が可能です。 「貸与の先送り」を希望する場合は、休止の開始を希望する月の前々月の20日（学生センター奨学支援窓口閉室日の場合は翌開室日）までに豊中学生センターへ相談してください。 ※本来の貸与満期終了月の前々月の20日以降は「貸与の先送り」を希望できなくなることがありますので期限に注意してください。</p>
401	申請制限	令和5年度以降に第一種奨学生として採用され貸与を受けているが、国立研究開発法人科学技術振興機構による「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」又は「次世代研究者挑戦的研究プログラム」(以下、「フェロシップ事業等」という)の支援も併せて受けることが決定した。「採用時返還免除内定制度」に申請できるか。	令和5年度以降に第一種奨学金採用後、フェロシップ事業等の支援を受けることになった場合は、博士課程での「採用時返還免除内定制度」に申請することができません。 なお、 生命機能研究科に所属し、令和4年度以前に第一種奨学金に採用された学生 が、令和5年度以降にフェロシップ事業等の支援を受ける場合は「採用時返還免除内定制度」に申請することが可能です。